

山梨県公報

第二千二百四十一号

平成二十四年

七月二日

月 曜 日

目 次

山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定の一部改正……………	三八五
保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………	三八五
保安林の指定の解除の予定……………	三八六
道路の区域変更……………	三八六
公 告	
平成二十四年度クリーニング師試験の実施……………	三八六

告 示

山梨県告示第二四四十一号

山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定(平成二十三年山梨県告示第五百二十号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二日

山梨県知事 横 内 正 明

二の表に次のように加える。

三	平成二十四年 三月二十九日	公益財団法人平山 郁夫シルクロード 美術館	北杜市長坂町小荒間二〇〇番地 六
---	------------------	-----------------------------	---------------------

山梨県告示第二四四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年七月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南巨摩郡身延町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、南巨摩郡身延町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

身延町(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二四四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年七月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南巨摩郡身延町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

身延町(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十四年七月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 解除に係る保安林の所在場所
- (一) 笛吹市石和町上平井字午新田一〇七八の二（次の図に示す部分に限る。）、一宮町国分字才光坊一七四の二・一七七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一宮町坪井字北権現堂一八八四の四・一八八四の五・一八八七の五・一八八七の六・一八八八の二・一八八八の三・一八八八の四・一八八八の五・一八九一の二・一八九一の三・一八九一の四・一八九一の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一八八四の七、一八八四の八、一八八四の九、一八八七の六、一八八七の七
- 一 保安林として指定された目的
水害の防備
- (二) 解除の理由
公園用地とするため
- (三) 解除に係る保安林の所在場所
笛吹市一宮町国分字才光坊一七四の二・一七七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (三) 解除の理由
公園用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十四年七月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 都留道志線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡道志村字上神地九五五番の二地 先から 南都留郡道志村字上神地九六〇番の四地 先まで	一〇・〇	一〇・〇	一三・〇	二二・二
	一一・〇	一一・〇		

公 告

● 平成二十四年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師の試験を次のとおり実施する。

平成二十四年七月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 試験日時
平成二十四年十月十七日（水）午前九時三十分
- 二 試験場所
甲府市朝氣一丁目一番二号 山梨県立男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）
- 三 受験資格
クリーニング業法第七条第三項に規定する者

四 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) クリーニング師試験を受ける資格を有する者であることを証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し又は地方厚生局長の認定を受けた者はその認定書の写し）

(四) 写真（出願前六月以内に撮影した手札形（縦十二・七センチメートル、横八・九センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの） 一枚

2 受験手数料

七千円（受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼付し、消印はしないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

3 受験願書受付期間

平成二十四年八月二十日（月）から同月三十一日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、同日までの消印のあるものを有効とする。

4 受験願書等の提出先

受験願書等は、営業所の所在地又は住所地を所管する各保健福祉事務所（保健所（支所を含む。以下同じ。））に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

五 試験科目

1 学科試験

(一) 衛生法規に関する知識

(二) 公衆衛生に関する知識

(三) 洗たく物の処理に関する知識

2 実地試験

洗たく物の処理に関する技能

六 問い合わせ先

受験手続その他に関しては、最寄りの各保健福祉事務所（保健所）又は山梨県福祉保健部衛生業務課（電話〇五五 二二三 一四八八）に問い合わせること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番